

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）」
（令和2年6月5日付け2教教人第14号）を踏まえた本府の対応

<概要>

- 免許状更新講習を受講予定（更新講習受講期間内）の現職教員について、新型コロナウイルスの影響による教員の業務の増大等を、「やむを得ない事由」として、期限の延期・延長をすることができることとします。
- 本府においても当該事由がなくなった日（延期・延長の起算日）を、令和3年2月1日とし、最長で、令和5年3月31日（当該事由終了の2年2か月後）まで、延期・延長が可能とします。
- 現職教員の本人の希望によっては、延期又は延長を行わずに、当初予定の期日までに免許状更新講習の修了確認又は有効期間の更新を行うことが当然に可能です。

<延期・延長の申請期限（＝大阪府教育委員会への申請書類提出期限）>

→ 修了確認期限（有効期間満了の日）の2か月前まで

修了確認期限（有効期間満了の日）の例	大阪府教育委員会への延期・延長の申請書類提出期限
令和3年3月31日	令和3年1月31日
令和4年3月31日	令和4年1月31日

<既に受講した更新講習の一部の取扱い>

- 文部科学省では、今回の事由により延期・延長した教員が既に一部の講習を履修認定済みである場合の対応として、延期・延長前の受講期間内に受講した更新講習の一部について、延期・延長後の受講期間内に受講した講習として有効なものと取扱うことを認める方向で、今後法令上の特例措置を講じる予定としていることから、本府でも当該措置に沿った取扱いを行う予定です。
(現行制度では、修了確認期限（有効期間満了の日）の2年2か月以前に履修認定された講習は更新講習として認められませんが、今回の事由により延期・延長した場合は、既に履修認定された当該講習の一部が無効にならないようになる予定です。)

<留意事項>

- 教員免許の期限が自動的に延長又は延期されることはありません。延期又は延長を希望する場合は、必ず申請を行ってください。
- 延期・延長申請をした場合は、その後、期限を短くすることはできませんのでご注意ください。
- 当初予定の更新申請期限までに更新講習を全て（30時間分）受講し終える場合は、更新申請を行ってください。今回の事由による延期・延長の申請はできません。

<申請方法>

- 本府が定めた様式及び申請書類により申請してください。（詳細は参考資料「大阪府教委への更新等申請手続きについて」、または本府ホームページをご確認ください。）
大阪府／教員免許状 HP リンク→<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuink/menkyo/index.html>